

安来市条例第 33 号

安来市お試し住宅条例

(設置)

第 1 条 市外から本市への移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）が本市内に一時的に居住し、もって本市の気候、風土及び本市での生活を体感してもらうために使用する施設としてお試し住宅（以下「お試し住宅」という。）を設置する。

2 市長は、前項に規定する目的のほか、移住検討者のうちで本市への移住が確実と見込まれる者が市内に転居し、又は就業するための準備を行う際の一時的な仮住居としてもお試し住宅を使用させることができる。

(名称及び位置)

第 2 条 お試し住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理)

第 3 条 市長は、お試し住宅を常に良好な状態において管理しなければならない。

(使用の許可)

第 4 条 お試し住宅を使用しようとする移住検討者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 お試し住宅を使用することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 転勤、婚姻その他のこの条例の目的に適合しない事由による転入予定者でない者

(2) 過去に本市に居住したことがない者

(3) 過去にこの条例によりお試し住宅を使用したことがない者

(使用期間)

第 5 条 お試し住宅の使用期間は、3 日以上 90 日以内とする。

2 お試し住宅は、その使用期間を延長することができない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、1 回に限り、使用期間の延長を認めるものとする。

(費用負担)

第 6 条 お試し住宅の使用に係る費用負担は、市長が別に定める。

(使用者の遵守義務)

第7条 第4条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、原則として市からお試し住宅の鍵を受け取り、お試し住宅を使用するものとする。この場合において、使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守時及び就寝時に施錠する等お試し住宅を善良な管理者の注意をもって管理すること。また、お試し住宅の鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (2) お試し住宅内は、禁煙とし、火気の取扱いに注意すること。
- (3) 備付けの備品、什器類等を適切に取り扱うこと。
- (4) お試し住宅周辺の除草等を適宜行い、お試し住宅の環境整備をすること。
- (5) ごみは、市長の指示に従い排出すること。
- (6) お試し住宅の使用期間が満了し、又は使用者が使用をやめるときは、直ちにお試し住宅の鍵を市に返却すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(制限される行為)

第8条 使用者は、お試し住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為
 - (2) 就業すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
 - (5) 文書、図書その他の印刷物を貼付し、又は配布すること。
 - (6) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為
 - (7) 政治活動その他これに類する行為
 - (8) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為
 - (9) お試し住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
 - (10) お試し住宅内及びお試し住宅の敷地内で動物の飼育又は植物の栽培をすること。
 - (11) 建物の建築又は工作物の設置
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくない行為
- (許可の取消し)

第9条 市長は、使用者に前2条の規定に違反する行為があったと認めるときは、

第4条の許可を取り消すことができる。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、故意又は過失によりお試し住宅及びその設備を破損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める額の損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、その額の全部又は一部を免除することができる。

(事故責任)

第11条 市長は、お試し住宅が市長の責めに帰すべき事由により安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅内及びお試し住宅敷地内で発生した事故に対して、その責任を負わないものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
梶福留住宅	安来市広瀬町梶福留 1119 番地 2